

2012年8月22日

冒頭意見陳述

東京地方裁判所民事第11部 御中

原告：濱 穰

私は、若い頃から飲食店を営んでいましたが、不況で平成17年6月で廃業し、12月に尼崎支店に年末始のアルバイトとして入りました。その時、長期ゆうメイト（期間雇用社員）を募集していたので応募し、深夜勤務専門の長期ゆうメイトとして採用されました。採用された時、私は59歳で、尼崎支店では65歳以上の方もかなり働いていました。ここであれば身体の続く限りは70歳くらいまで働けると思い安心しました。

それまで自営業でしたので年金は少なかったのですが、尼崎支店で働き続ければ65歳以降は年金と給与を合わせて少しは余裕のある生活ができると喜んでいました。64歳の時の健康診断でも健康上の問題は全くなく、まだまだ働けると思っていました。

昨年の2月の初めだったと思いますが、23時のミーティングの時に期間雇用社員の65歳定年制の話がありました。その時初めて65歳で働けなくなることを知りました。民営化の時に決められていたというような簡単説明がされただけです。なぜその時に説明しなかったのか納得がいきませんでした。

職場に70歳を超える人がいたので、「平成23年3月末で雇い止めになるのですか。」と聞いたところ、いつからかは未定とのことでした。しかし、この方は、昨年8月末に9月で雇い止めと言われたようで、日頃から「働かなくては生活できない。」と言っていました。9月末で辞めていくしかありませんでした。

昨年の9月に65歳定年で何人もの人が辞めたために人手不足となり郵便物の残留が多くなりました。このままで良いのかと思いました。半年ごとに65歳定年で人が減れば人手不足がさらに酷くなるのは目に見えていました。辞めた人の後補充がほとんどできないのが実情でした。

今年4月の雇用の更新はないだろうと思っていましたが、2月にスキル表をもらったので3月末での雇い止めはないと思い、ちょっと安心してスキル表を記入して出し

ました。ところが、その後いきなり課長代理から「濱さんは65歳でしょう。」と言われ、3月末で終わりと言われ、残っている年休を取るように言われました。課長代理には「継続できませんか？」とお願いしたのですが、「どうにもならない」といわれ、残っている年休を取られました。

後日、管理者に上の方をお願いしても良いか伺ったところ、「上（本社）からの指示で無理や」と言われました。納得はできませんが諦めるしかありませんでした。

労基署に行き、非正規社員の65歳定年は違法ではないかと相談しましたが、就業規則で決められているので労基署ではどうにもならないといわれ、不服ならば訴訟を起こしてはと訴訟の手引きを渡されました。しかし、東京の本社を訴えるには東京まで行かなくてはならないと思いました。生活の余裕はなくできないと思ひ諦めざるを得ませんでした。争いたくてもできずに泣き寝入りしている人は私だけではないと思います。

その後、職場の友達からこの裁判のことを聞きました。一緒に闘う仲間がいればできると思ひ裁判に加わることにしました。

期間雇用社員の65歳定年は、私が採用された時にはありませんでした。採用担当者からも「元気ならいつまでも働けます」と説明されていました。その後、就業規則を変えたとのことですが、その時も説明すらされませんでした。今になって65歳だから辞めて下さいというのはどうしても納得できません。約束違反です。

65歳を超えたので年金は出ますが、正社員として働いてきた人とは違い僅かで、月に8万程度です。もちろん、退職金もありません。毎月、年金から介護保険や健康保険、市民税まで引かれ、家賃や光熱費を支払うと手元に残るのは僅か3万円程度です。これで一月食べて行かなければなりません。年金だけではどうてい生活はできません。生きていくためには働かなくてはならないのです。解雇された人の中には、やむなく生活保護を申請した人もいますが、他人ごとではありません。裁判所には、私たち非正規社員の声に耳を傾け、こうした実態をキチンと見て頂きたいと思ひます。

少子・高齢化で現役世代だけで高齢者を支えるのは不可能です。高齢者も元気なうちは働き、支え合っていかなければ社会は維持できないと思ひます。私たちの生活とこれからの社会を守っていくために、公正な審理をして頂けるよう願ひします。

以上